

## 軍用地料の「分収金制度」(9)

——流動化する沖縄社会と住民自治組織の特異性——

瀧 本 佳 史  
青 木 康 容

### 〔抄 録〕

本稿は沖縄の住民自治組織の中でも「自治会」(ここでは町内会、部落会、区会などの総称として用いる)に焦点を絞り、これが異質の組織特性を持つのではないかと、現地における実証調査を重ねて得た以下の仮説の経験的妥当性如何を問おうとするものである。沖縄は地域的に南部(島尻郡)、中部(中頭郡)、北部(国頭郡)に分けられ、それぞれ歴史的、文化的な特徴ある相違をつくりだしてきた。その意味ではこの仮説を一般化するにはやや危惧を抱くが(特に南部と中北部との相違は大きい)、さらに検証を要するとはいえ概して沖縄村落社会の特性を示すのではないかと思われる。

- ① 環節型社会：シマ社会の“永遠性”。琉球王府以来のムラ名がこんにちまで100年以上にわたって継続している。
- ② 二重構造の住民組織：「郷友会」という名の住民間境界。特に軍用地接収によって中部、北部に見られる構造がある。
- ③ 行政・住民組織間の強い親和性 **affinity**：村屋・字事務所の諸機能が1947年内務省訓令第4号(町内会部落会制度の廃止)発布後も行政末端機関として事実上継続する。

キーワード：郷友会，住民間境界，混住化，町内会自治会，環節型社会

### は じ め に

沖縄における地域自治を支える地縁団体(ここでは従来部落会、区会、自治会などと呼称される地縁諸団体を「住民自治組織」と同義で用いる)に関する諸文献を見ていくと、戦後日本において地域自治を制度的に保障する地方自治法の一部条文がどうして利用されてこなかったのかとい

う疑問が生じる。例えば、明治期に創設された「財産区」の制度<sup>(1)</sup>、あるいは近年の「認可地縁団体」の制度、そして平成の市町村大合併を促進してきた「地域自治区」の制度であるが、「認可地縁団体」には極めて少数の例外があるものの、これらすべての住民自治の支援装置に関して沖縄の地域社会(旧来の部落会、区会、戦後の自治会)が反応しないのである。

何故か。その理由を沖縄社会の独特な地縁組織にあるという仮説の下に考えてみよう。端的に言えば、それは俗に言うシマ(もしくはムラ)であり、その後身のアザである。ここにすべての疑問を解く鍵があるように思える。このシマは歴史的経過をもついわば自生的区域であると共に行政的区画をも意味してきた。つまり村落社会学の用語を用いれば「自然村、と同時に行政村」なのである。明治期の町村合併において“自然村”(アザに相当する区域)は“行政村”に包摂され、少なくとも制度的にはその名は消滅した。それはないだろうと“自然村”側の反抗の結果が新規の自治団体「財産区」の新設による自治の維持確保であった。

沖縄の場合、こうした区域(アザ)と区域(アザ)、その区域間の境界、および区域の領域的広がりにおいてに100年以上にわたってほぼ変化がない。換言すれば、琉球王府時代のムラの名称が今日においてなお改称されることなく、ほぼそのまま区域の字名、行政区名として存在しているのだ。また、町村の合併や分立が無かったわけではないが、それは字境界の変更を伴わなかった。通常は市町村合併に伴って旧来の自治会が統合再編されるのだが、合併そのものが例外的な沖縄では、またたとえ合併があったにせよ、字境界は変更されずしたがって字を

表2. 東近江市(人口11.5万人・世帯数4.3万、滋賀県)への変遷

1889年(明22) 市制町村制・明治の大合併	1954-55年(昭29-30) 昭和の大合併	2005-06年(平17-18) 平成の大合併
		東近江市
		旧八日市市の以下の町は明治期の町村名を保持しているが、他の57の町名は新規の町名を持つ。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     蒲生郡平田村                      蒲生郡市辺村                      蒲生郡玉緒村                      神崎郡御園村                      神崎郡八日市町                      蒲生郡中野村                      神崎郡建部村                 </div>	→	八日市市
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     蒲生郡市原村                      愛知郡東小椋村                      神崎郡山上村                 </div>	→	永福寺町
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     神崎郡東五個荘村                      神崎郡南五個荘村                      神崎郡北五個荘村                 </div>	→	五個荘町
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     愛知郡西小椋村                      愛知郡角井村                 </div>	→	愛東村
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     愛知郡東押立村                      愛知郡西押立村                      愛知郡豊椋村                 </div>	→	湖東町
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     蒲生郡桜川村                      蒲生郡朝日野村                 </div>	→	蒲生町
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     神崎郡八条村                      神崎郡八幡村                      神崎郡栗見村                 </div>	→	能登川町
		平田町 市辺町 御園町 八日市町 東中野町 西中野町 中野町 建部下野町 建部上中町 建部北町 建部塚町 建部南町 建部日吉町 建部瓦屋寺町 永福寺町 五個荘町 愛東村 湖東町 蒲生町 能登川町 以上の旧6町村の合併後の町名数は169を数える。

単位とする自治会の再編はあり得なかった。

これを示すのが本稿末尾の表1である。市町村名にある一連の行政区名を見ていくほどにこれは驚異の類のように見えてくる。比較のために例示として滋賀県の東近江市の表2を添えたが、1889年の村名を今日において留めるのは僅かで、明治期の20ほどの村名は平成期には200以上ものに分割され、痕跡を留めない町名に変貌する<sup>(2)</sup>。

これは何を意味するのか、すなわち沖縄村落社会を構成する要素集団はその集団数を増減させることも、その集団間境界を変更することもなかった、直截に言えば、変更を嫌ったということである。地域集団間の離合集散を前提にした「財産区」や「地域自治区」の設置が沖縄に皆無である理由はここにある。それほどまでに強力な“集団的凝集性”はどのようにしてつくられるのか、これが沖縄社会論を語ることになるだろう。

## 1. 結合類型としての属人主義と属地主義

一般的にかつ理念的に言えば、近代化の過程は「ひと」と「土地」との分化である。「ひと」と「土地」とが一体化する集団においては「ひと」は「土地」に埋没しているので集団成員間の類似性が高く、その高さが強い同属意識を生み他集団に対する排他性を帯び、これが集団境界を強化するのである。「ひと」が「土地」に埋没しているから、集団を超えて他と交わる契機が生じない。一方、近代化は「ひと」を刺激し、集団境界が弛緩、これが「ひと」を「土地」から“個人”を析出させ（uprooting）、「ひと」を解放するのである。解放された“個人”は自由にその所属集団を選択することが出来るようになる。

社会学の教えるところによれば、土地と血縁に基づく生活の共同からつくられる共同社会は、やがて産業的分化や職業の専門的分化などが進むにつれ、多元的な価値規範や態度を持つようになり、職業や文化に基づく人間結合による団体形成が盛んになり、物質的また非物質的な利益・関心を実現しようとする利益社会がつくられる、と教える。この社会分化という現象から分かることは（もちろんこの下地にはエミール・デュルケーム「社会分業論」に基づく「機械的連帯」と「有機的連帯」の集団理念型がある）、「土地」と「ひと」との間が未分化な状態における人々の集団結合から、次第に両者が分化、分離することで生じる新しい集団結合の契機が生まれることだ。「ひと」は新しい帰属集団や準拠集団の存在を知るようになることによって、地縁・血縁関係ただそれだけで機械的に結合する地域共同性が後景に退き、替わって人々の間に他者に対する固有性（自分とは異なった存在だという意識）や個別性（すなわち人格性）を通じた結合の契機が新しい集団結合へと導き、価値規範の変化が生れる。（「大都市と精神生活」のゲオルク・ジンメル風に言えば）「分離」が「結合」を喚起するのである。こうして「土地」と「ひと」とが分化することで二つの集団結合の原理を「ひと」に提供する。土地を基盤において協同する集団結合を「属地主義」とすれば、人々の何らかの固有性や個別性において協同する人

的結合は「属人主義」と名付けることが出来る。

属地主義による集団結合と属人主義による集団結合の古典的例はちょうど農耕民と遊牧民との対照関係にある。農耕民は土地を失えば農耕は不可能であり土地に拘束されるが、遊牧民にとって土地は単なる通過地でしかない。それでも分散した遊牧民が一つの集団をなすのは血縁や宗教などを通じた共通の心性による結合、あるいは祖先を共通するという観念による結合からであろう。土地の喪失でさえ属人主義による集団結合をなし得る。自然災害や政治的な強制移住など何らかの理由で土地を失い移動を余儀なくされたひとびと（migrants）の間においても結合が可能な例を歴史はいくつも示している。また“想像の共同体”（ベネディクト・アンダーソン）もまた同様な文脈で語ることが出来る。近代という時代に初めて“知識人”（カール・マンハイム「イデオロギーとユートピア」）と呼ばれる社会的カテゴリーが生まれたように、「ひと」と「土地」との間を自由に浮遊（移動）する人々の群れが近代社会の特徴のひとつであり、その意味で近代人とは“遊牧民”なのである。

こうして属人主義による多様な結合が見られるようになり、ある特定の目的に基づいての目的的人的結合は経済団体、専門職団体、労組などの職能団体、政党といった利益社会をなし、あるいは共に存在すること自体に意義を見出す存在論的結合は各種のサークル、宗教セクト、戦友会、同窓会などが考えられる。属地主義による集団結合でさえ、「ひと」と「土地」の分化によって新しい結合関係をつくる。移住者は移住先で共同体社会とは異なった新しい都市的共同性を醸成する近隣社会や自治的地縁組織をつくるのである。移住者は移住者同士の新しい自由な結合をなし、自由な結合がさらに自由を促進する。何故ならかれらは陋習に囚われず自ら主体的なルール作りを行うからだ。こうして人々の間に自由をもたらすのは「ひと」の「土地」からの解放であり、これを通じて人々の間に「公」なるものの概念が培われる。（因みに、「属人主義」概念に関しては、仲地博の論文（1989）を契機に本土の沖縄研究者が読谷村の自治組織の原理に言及する際に多用されるようになったが、読谷村の人々は土地を失ったわけではないので、やはり属地主義であることに変わりはない。）

## 2. 町内会自治会の組織特性

後述するように、沖縄の戦後の自治会は旧字部落会が“行政区自治会”として再生再編された。しかし、これは都市社会学の世界で自治的な地縁組織とされる「町内会・自治会」という観点から見たとき、ずいぶんと異なった相貌として表われる。

都市社会学者による町内会自治会の組織的特性を3つに要約すると、①地域独占性：一定の区域には単一の自治会しか認めない、②全世帯加入原則：自動的/半自動的もしくは強制的/半強制的加入、③行政末端補完機能：地域諸問題への包括的関与、というところになる<sup>(3)</sup>。

このような「町内会・自治会」の組織特性から沖縄を眺めてみると、果たしてこれらの特性

は十分な妥当性を持つのかと疑問が生じる。「地域独占性」と都市社会学者が言うときの地域とはどのような範疇を想定しているのだろうか。沖縄では旧字の領域的拡がりが大きく、元来、自治会はひとつの字共同体にひとつ、2つは決して存在しない、何故なら字に2つの自治会は有り得ないからだ。しかし戦後、行政区単位（行政区とは、ここでは行政側がその行政サービス提供の便宜のために任意の区分けをしたもの。）で自治会設置となったので、戦前の旧字部落会を基礎として字AがそのままA区自治会として再発足した（北部地域に多い）。他方、人口増加により都市化した地域の自治会の場合（南部、中部地域）は一つの行政区に複数の自治会が設置されている。また、ひとつの行政区に複数の字に跨って区画されることもある。（浦添市の行政区自治会一覧には「参考地番」として当該自治会がどの字の領域かを示し、住民の自治会選択に資している。つまり自治会の設置区域が旧字と無関係となる。）

次いで「全世帯加入原則」に関してはまったく妥当しないというべきだろう。一般に都市規模（ここでは人口規模）が大きくなるほど自治会当りの加入世帯数は大きくなることが知られている<sup>(4)</sup>。しかしそれに伴って加入率も高くなるかどうか、これは分からない。沖縄の最大都市是那覇市（人口数32万、世帯数13万）であるが、その加入率は極めて低く27.3%（1998年）である<sup>(5)</sup>。

また、ひとつの自治会における世帯規模が違う。先に述べたように沖縄の市町村では自治会は基本的に旧字単位の区域であるから、数百世帯が普通である。1000世帯を超える自治会も珍しくない。（浦添市の内間自治会では3500世帯にもなる）。これに対して、例えば岐阜県の恵那市（2016年人口数51,960、世帯数19,524）は、町数わずか12であるが、自治会数361であり平均世帯数は54世帯となる。また京都市の調査では、世帯数100以下の自治会町内会が78%を占め、自治会が設置される区域として殆どが小学校区単位である<sup>(6)</sup>。沖縄県と同様の人口数である滋賀県における自治会加入世帯の61%が100世帯以下であり、200世帯までの自治会は82%にもなる<sup>(7)</sup>。

一般に、自治会への加入率調査では通常他府県では8割以上という結果を得るが、沖縄では地域差が大きい。例外的に“寄留民”数が少ないためほぼ全世帯加入に近い北部、それに反して都市地域では、集合住宅などを除くと、概して低いのが普通だ。浦添市の旧字系の自治会では、茶山（55%）を別格として軒並み30%台から10数%である。北谷町においても各区50%前後の加入率に推移している。沖縄市（2014年、世帯数56,131）では平均加入率は33.7%である。（データは各役場提供資料。どの程度の加入率が地域の住民組織として妥当な数字なのか根拠を見つけるのは難しい。しかし加入率20%や30%でも、これを地域“自治”組織と呼ぶのだろうか。）

旧字系の自治会においては、“加入圧力”よりは“排除圧力”とでもいうべき力が働く。つまり加入して欲しくないという反応がある。それは自治会規約を見るとよくわかる。一般的には、どの地域でも「会員」の資格規定は一定の区域を定めてその範囲に常住する住民とすること、唯それだけである。沖縄の場合は加入するには保証人を要求するもの、複数人の既加入者

の推薦状が必要だというもの、この区域に何年(和暦)から居住するもの、あるいは申請から一定の期間、加入希望者の様子を見てから承認するかどうかを総会に諮るなどというのである(牧野芳子, 2014)<sup>(8)</sup>。

しかし戦後、行政区型自治会となって誰でもが加入できる原則を曲げるわけにはいかない。そこで旧字の人々は別途に自分たちだけがメンバーであるもう一つの自治組織をつくるのである。もちろん名称は自治会とは掲げず、「郷友会」「財産会」「地主会」「保存会」など新組織の名称も編成契機もさまざまに異なるが、いずれも物財(財産)非物財(伝統文化)の管理と維持を目指す結社である。(ここではこうした結社を「郷友会」として一括総称する。)しかし実質的にこれは旧住民だけのための「財」の排他的利用を目的とした組織という意味で共通する。こうして沖縄では同一区域に住民自治組織の二重構造がつくられている。

ここで注意を要するのはこの二重性をつくりだす「郷友会」という名称である。これはもともと、これまで社会学者たちが定義してきた都市社会における県人会などの同郷団体(“第2のムラ”としての疑似共同体)、すなわち故郷を出奔し都市社会に寄る辺なく居住する人々が、今は切り離されたかつての「土地」への帰属感を共有することで身を寄せ合う通常の意味での同郷団体を指す用語である。しかし沖縄ではこの郷友会概念にはもう一つのカテゴリーがあり、沖縄社会だけに適用されるだろうという意味で独特である。古里は遠きにありて想うものなり、とは決して言うことが出来ない状況が古里の軍用地接収によってもたらされたからだ。当初は、その全域を奪われ、各地に散った集落民が挙って集まる「郷友会」を戦後直ぐに立ち上げた旧字もあった。その意味ではその用語本来の意味合いの団体であった。やがて接収された土地から地代としての「軍用地料」が入るに及んで、単なる同郷団体としてばかりではなく、そうした地料を管理する利益団体としての役割が加わり、「郷友会」の名の下に同郷者の親睦促進機能と共に利益管理機能をもつようになった。いわば遠きにありて「土地」から切断されなくても、旧字の同郷者であることで「郷友会」がつけられたのである。このような例は中部と北部に数多く見られる。

ここで「軍用地料」といわれる地代についていくらか知識を要する。日本本土の軍用地は殆どが国有地であるのに対し、第1に特に中部地区がそうであるが、沖縄では民有地の比率が高い。そしてその民有地には個人所有地と旧字の字有地とがある。ここで軍用地料というのはこの字有地であった区域が接収され、その地代が旧字の共有財として手にする地料である。第2は特に北部地区に見られるもので、軍用地として接収された区域は旧住民が戦前には入会地として利用してきた柚山で、それを接収されたため生活権を奪われたとする代償が軍用地料である。しかし全額が旧字に入るのではなく、柚山は村有地でその法的所有権が村にあるため、行政側と旧字側との間でほぼ半々に分割される。こうして中部地区は主として字有地からの、北部地区は主として柚山からの軍用地料となる。北部地区の軍用地料は「分収金」と呼ばれるが、それはかつて公有林である柚山に植林しその成林後の収益を村との間で分収した、その言

い回しが軍用地料に対しても使われてきたと言われる。

第 3 の「行政末端補完機能」に関しては大いに妥当性ありと言うべきだが、おそらくこれは社会学者の想定を超えているのではないかと思われるほど沖縄においては行政と自治会との間の親和性 **affinity** が強い。補完機能に関しては他府県と共通しながらも<sup>(9)</sup>、これは著しく異なる部分ではないか。更に付け加えるべきは沖縄においては「末端補完」という形容が不当なほどの歳入歳出構造を持ち、自立性（自律性）の高い“自治行政”を行っているということである。これが“自治会”の財政かと驚嘆するほどの規模を持つ区域（数千万円から表 4. に見るように億円単位まで）もある。かつて主財源を自治会費とする山梨県御坂町（人口 1 万 2 千）の自治会における「自治機能」の観察から、自治会規模は小さくても区長・書記・会計など三役という執行機関、代議員・理事会などの名称の審議機関、そして総会と呼ばれる議決機関があり、こうした構造を持つところからこれを「第 3 の地方政府」と呼んだ行政学の論考があった<sup>(10)</sup>。各機関の名称は異なるが、沖縄においてもまったく同様な構造をもつ「政府」が常態として遍在する。読谷村では審議機関は区政委員会、議決機関は戸主会と呼ばれる（杉本久未子, 2015）<sup>(11)</sup>。

### 3. シマ境界を脅かした 3 つの“危機”

歴史的にはこのシマと呼ばれる区域の境界を脅かす危機が 3 度あった。ひとつは近世以降、および明治の廃藩置県後において生じたとされる琉球王国首府の首里から失業した下級官吏が野に下って帰農したこと、後にいわゆる「屋取」（宿を借りて宿の謂）と呼ばれる人びとから始まる境界危機である。帰農したとはいえ地割制の下で農作業できる土地が与えられたわけではなく、シマの周辺もしくは直ちには農耕不可能な丘陵地帯に居住するほかなかった。この新規の参入者は、シマとして相互に自足的かつ自己完結的な環節型社会を数百年にわたって形成してきたシマの人々には脅威であったであろうから、彼らは相互に交わることなく分離居住することで村落社会の階層化が始まった。流浪する貧困“士族”の身で、屋取のひとびとは社会的な地位一貫性 **status consistency** を維持することは困難であり、主観的にはともかく経済的に貧しいが故にいわばアンダークラスの位置にあったであろう。かれらはマージナルな存在として村落社会の周辺部を構成したのである。

首里から野に下った屋取と呼ばれる一群の集団は沖縄本島の南部、中北部ほぼ全域に散在居住したことが分かっている<sup>(12)</sup>。彼らは糊口を凌ぐため農民農耕地の一部を小作として借用するか、あるいは無人の荒野に住み着いたであろう。やがて新たに自らの居住区域として条件不利地であった土地を切り拓き、これを何年後に自立した「字」（行政字）として承認されるほどに大規模な集落になるケースのあることを、町村誌や字誌が教えてくれる。すなわち 20 世紀に入りその多くが一定の集団規模をなすようになり、次々と一定の地域に、すでに小字と

しての名称と地番をもつが無人である地域に居を得て、自らの居住区域を確保する。(農民の自然村的な字に対してこれは人為的に形成された字という意味で「行政字」もしくは「新村あらむら」と呼ばれ、対照的に旧来の農民の字は「本字」ないしは「古村ふるむら」として言及される。) シマ住民とは異質の「屋取」という身分集団がシマに棲みついたのであるから排他的な集団間関係が見られたであろう。

次いでシマの境界を脅かしたのは戦後の米軍による強制移住と軍用地用の土地接収によって生じた事態である。特に島尻郡と中頭郡のほとんどの村落は決定的な境界破壊が行われた。接収された土地の周辺に再定住するものの最早旧来の字の境界は解体しているのだから、戦前と同じ字に居住するというわけにはいかなかった。軍用地接収が一段落すると共に、かつては生活を形作ってきた河川、丘陵、田畑、道路、家屋敷などがのっぺらぼうの更地となって変り果てた土地に帰り着く。かつての旧字地域に再度居住することができた人々もあれば、旧字の全域が軍用地となってその周辺に居住を余儀なくされた人びとなどが生じ、居住のための割当地や土地賃貸などその後の複雑な住環境問題の端緒となった。軍用地化された自分の土地には住めず、結果として接収を免れた土地に他のシマ社会のひとびとと棲むことになったからである。これが第2の境界危機であった。

すなわち異なった旧字民と「混住」という新たな状況に直面したからである<sup>(13)</sup>。軍用地に接収されたため狭隘な土地に異なった字の人々と身を寄せ合って住むというかつてなかった状況が生じた。行政区単位の「自治会」は旧字住民を主体とした団体であってもよそ者が“寄留民”として加入する自治会であったから、こうした状況においては同一区域における異化作用が新たな緊張の契機となったのである。

第3の境界危機は、おそらくは1972年“復帰”後の沖縄県住宅建設五箇年計画に基づく本格的な住宅政策の施行であった<sup>(14)</sup>。すなわち住宅不足を解消するため県営、市町村営の公営住宅が大量に供給され、それと共に始まった都市化による新たな「混住」状況の発生があった。市街化区域が拡大し、宅地開発によって「分譲住宅」や「団地」といった「集合住宅」の建築などによって新住民が居住するようになる状況である。この新しい居住形態は多種多様な“寄留民”が大挙集中して居住するというかつてない状況であった。これは一行政区に一自治会という旧来の自治会の有り方に変更を迫るもうひとつの自治会(つまり「郷友会」)が設置されるという状況でもあった。

このようにここでは「混住」が“環節型”社会の存立危機として生じたのだとしてきたが、都市化社会は常に混住化社会であり、それ自体に何の問題性があるのだろうか。地域社会学者なら混住に伴う地域社会の文化変容などを語るだろうが、どの地域からの転入者がどの程度あるのかといった主題にどれほどの学問的意義があるのか、これは不問に付すとして、沖縄の町村誌などを見ていくと、軍用地接収に伴う人々の精細な地域移動の語りがある。例えば、沖縄市、北谷町、嘉手納町の調査において<sup>(15)</sup>、それぞれの市町に本籍を有する者と他の市町村か

らの外来者に関するその地区別の構成、つまり現在棲んでその地を「居住地」とする者の「出身字」はどこかという調査である。換言すれば、どの地区からどの程度の転入があるのかという混住化の地区別調査である。同様な調査には読谷村が行った「当該字以外での自治会加入動向」<sup>(16)</sup>がある。各自治会における当該字以外の字に関して加入者が多い字の順にその一覧表が掲載されている。他にも宜野湾市の例があり、これは字単位の移動調査ではなく村単位の分散調査で、宜野湾村に戦後自村民以外にどこの他村民(村外出身者)が転入してきたかを見たものだ<sup>(17)</sup>。“字 B, 字 C, 字 D--”の字民が字 A にどのくらい棲んでいるかというこうした調査の中に「環節」への拘りを読むことができるが、これが「出身地に対する集会的執着」は「沖縄社会を成り立たせている構造原理の一要素でないか」と指摘されたのであろう<sup>(18)</sup>。

#### 4. “環節型”社会：沖縄的エスノセントリズム

このように、歴史的に自足的で自己完結的な“環節型”社会をつくってきた沖縄のシマ社会がその歴史的展開の中で如何にその“環節”を脅かされて変容してきたか、結果としてこれが沖縄の自治的な地縁組織の特異性をもたらしたのではないか。「環節」とは字義通りには、環状に連結しながらも自足的であり相互に有機的な連携が無い状態だというメタファーである。したがって、“環節型”社会においてその社会存続のいわば生命線は「環節」であり、区域境界を変更することなくその自己完結性を維持することが存続条件となる。因みに、この語彙は用いなかったが、沖縄社会が「自己完結的な小地域コミュニティの環的集積」とする“環節型”社会であることを早くから喝破していたのは社会学者鈴木廣であった<sup>(19)</sup>。

その集団属性は異質排除であり、族内婚 *endogamy* が通例である。そうした区域境界がどのように維持されてきたか、これを琉球王府時代の間切りとムラ、明治期のソン(村)とアザ(大字)、戦後の行政区と自治会(公民館)の設置までの様子を見たのが表3.である。

明治政府は表3.に示すように、1903年(明治36)、沖縄県の旧慣時代の間切りと呼ばれる村落区域を整理、土地の個人所有制に向けた土地整理事業を実施した。その結果500余りの「ムラ」(「シマ」と同義)にまとめた。これはさらに1908年「沖縄県及び島嶼町村制」の施行によって51の町村に包摂され、旧来の「ムラ」は「字(大字)」「アザ」という新たな呼称となった。この町村制は町村の「処務便宜のために区を画して区長を置くことが出来る」としていたので、これが今日まで引き続く「区長」呼称の制度的始まりであった。

「区」となる区域は、もともとは旧来の「ムラ」単位であったから、明治期以前からの固有の呼び名であったムラの長であった「村頭」が「区長」と変更されたに過ぎない。つまり、沖縄では「ムラ」呼称変更後の「字」と「行政区」とはコインの両面の関係であり、呼び名が変化しても実態は同一であった。1920年には本土と同等の一般町村制が施行されたが、これは509「ムラ」の55の新規町村名への包摂の再確認であった。この「ムラ」に対してはやがて

表 3. 沖縄県における市町村数の変遷

	1893年(明26)	1903年(明36)	1908年(明41)	1920年(大9)	1945年(昭20)	1960年(昭35)
	明治期旧慣時代の村数	土地整理事業実施後	沖縄県及び島嶼町村制施行後	町村制施行	終戦時	米軍占領下
那覇・島尻郡	205	160	24	24	24	22
首里・中頭郡	163	157	11	12	12	14
国頭郡	135	118	11	10	11	17
宮古郡	42	43	4	5	5	6
八重山郡	31	31	1	4	4	4
計	576(ムラ)	509(ムラ)	51(町村)	55(町村)	56(市町村)	63(市町村)

出典：<http://homepage1.nifty.com/ishato/tiri/sityoson/sityoson.htm> から作成

1940年内務省訓令17号(「部落会町内会等整備要領」)によって「部落会町内会」呼称が付与されることになる。

### 「字」の成立と不動産登記法

日本の地方制度史において「市」「町」「村」および「字」という区域単位が公式に認められたのは1889年(明32)の市制町村制の施行からであった。これを機に7万以上あった町村数はおよそ1万5千の「村」に集約(「明治の大合併」)された。その集約以前の町村を「字」(大字)と呼び、1889年同時に施行した「不動産登記法」に基いて「字」に地番を割り振ったが、これによって土地は初めて「地籍」という名を持つ独自の存在となった。土地は登記されることによってその所有者、地番、地目、面積などの固有性(土地のアイデンティティ)をもったのである。

沖縄県においては町村制と不動産登記法というこの二つの法律は遅れて1908年(明41)に施行された。近世の琉球王府時代の「ムラ(村)」と呼ばれる500余りの集落(町村制施行後の「字(大字)」)、これに地番が賦与されたのである。(因みに「ムラ(村)」より小規模の単位(小字)は「原はる」と呼ばれる。)したがって「行政字」としばしば呼ばれる屋取集落は、「本字」と呼ばれる古村と同様に「字」として認定するに十分な集団的なまとまりとしての戸数を満たしており、登記によって地番を得た旧来の字(「地籍字」と異なる新しい字という意味でこれを「行政字」(つまり行政上の区分)呼んだのだろう。

注意しなければならないのは、「地籍字」が農民所有地で、「行政字」が屋取所有地という土地所有関係ではないということだ。土地の地番を両方で区域分けしているだけのことだ。棲み分けて「安全保障」を図ったと言った方が分かり易い。この棲み分けを大混乱に陥らせたのがいわゆる沖縄戦であった。沖縄県中頭郡の読谷村と北谷村においてそうであった。北谷村では戦後の1949年地籍調査によって北谷村の全域が再編され、「行政字」としての屋取集落であった北前、玉上、桃原、上勢頭、下勢頭はすべて「地籍字」(自前の地番をもつ字)として独立した。ということは旧来の「行政字」という指定を解消し、新たに地籍字として新規の配置となったわけである。北谷村の古村であった字平安山の1部でありかつ字浜川の1部であった小字の上勢頭や下勢頭に棲みついた屋取たちは、戦後そのほぼ全域を軍用地として今なお接収

されているが、こうして地籍字としての広大な領域が字上勢頭、字下勢頭と正式に本字として命名されたものであった。同様に屋取集落の北前は本字北谷の、玉上は本字玉代勢の、桃原は本字伝道の、それぞれ小字であったがそれぞれ本字つまり地籍をもつ字として独立した。

北谷村は屋取集落の多い間切であったが、屋取には後に本字としての地籍字を得た前述の上勢頭、下勢頭などと違って、地籍字どころか行政字としての規模にも至らない名も知られない小規模集団の屋取集落が多かった。戦後、古村である北谷、玉代勢、伝道、桑江の小字に居を構えた大規模な屋取集落のひとつとはもとよりであるが、小規模の屋取集落の人びとにおいてもそれぞれ独自の結社をつくり、集団としての継承性(アイデンティティ)を維持しようと「郷友会」を結成した。戦後の強制移動という大混乱の中であっていわばなお“同族”との認識の下に集団として再結集するそのこだわりの強さ、この点に関しては軍用地として土地を奪われた本字の人々と全く同様であった。

「屋取」と呼ばれる人びとがすべて集団単位として各地に移り棲んだというわけではない。戦後においても「郷友会」という結社をなせるほどに一定規模の人員を要する屋取集落であったなら、廃藩置県後に古村集落へ分散居住したとしても、集団としての維持存続に問題を抱えることはなかった。しかしそれほどの規模の無い少数(数戸?)の屋取であれば、地方に下って生き延びる機会はかなり困難が伴ったかもしれない。そうした少数の人々は戦後の村落再編の中で混住し、屋取としては名も知られずいずこかに身を沈めたのかもしれない。ある Website で、森林の中の彼らの居住跡がそのまま残り、“遺跡”として“保存”したとされた場面を見たことがある。また沖縄市教育委員会による“発掘”調査報告書<sup>(20)</sup>というのがあり、その一文に「——そこには、かつて人々がいた痕跡があちらこちらで見つかった。ここに住んでいた人々とはどのような人びとだったのか。『屋取』、そう呼ばれていた。彼らの生活とは——」と、まるで未開人の居住跡を発見したような口吻である。「そう呼ばれた」人々は数千年以上も前に絶滅したのではなく、僅か数十年前の「同時代人」であった。屋取集団に対する認識において“古村”の人々との間にはかくも深き断絶があったということであろう。「屋取という同時代人」、これは沖縄の“知られざる”社会集団である。“知られざる”という意味は沖縄では自明の用語であり不識の人はほとんどいないほどであるが、日本では日本史事典にも掲載されない集団という意味である<sup>(21)</sup>。

## 5. 二重構造：もう一つの住民自治組織「郷友会」

戦後沖縄では、自治会の設置に関して旧来の伝統を引き継ぐ大字がそのまま一つの行政区として設置された場合であれ(旧字系自治会と呼ぼう。このケースの自治会が最も多い)、都市化などのため新たに行政区として設定された新しい字の範囲に設置される場合であれ(新行政区系自治会と呼ぼう)、すべての自治会は「行政区自治会」として居住者の誰でもが望めば加入するこ

とができる、かつまた行政側は加入を促進させたいのが自治会という住民自治組織である。何故なら、住民はどの自治会に属しようが等しく行政サービス享受の権利（そして納税の義務）をもつからだ。

旧字系の行政区自治会の圧倒的に多い中で、北谷町や嘉手納町（北谷村から分離）などの旧字地域は、役所の指導によって行政区系自治会として新しく発足した<sup>(22)</sup>。これは望んだからではない。旧字系の自治組織を再編しようにも、北谷村および嘉手納町の両者においてほぼ全域が軍用地に接収され、漸次解放された土地を土台に行政サービス提供の媒体として新たに持ち上げるには新行政区方式しかなかったからだ。北谷町と嘉手納町の自治会は旧字区域とは無関係に新たに練引きし区域を設置した新行政区系自治会の組織である。これは沖縄の伝統的な地域自治組織にとって大きな転換点、すなわち自治会なるものの果たす役割機能の質的転換の端緒となった。

### 行政区自治会の機能分化

一般に集団はその成員に対する機能として情緒的な表出機能と、集団活動が物質的な便益をメンバーに賦与する道具機能を併せ持つというのが社会学の教えるところである。都市社会学者は、自治会という地域住民組織の果たす機能として先ず住民間の親睦や相互扶助（運動会、祭礼、慶弔など）を掲げ、次いで共同防衛・環境整備（防火、防犯、清掃、下水、街灯など）そして最後に行政補完（行政連絡伝達）などを、この順にしばしば挙げるが多い<sup>(23)</sup>。親睦・相互扶助は元来、血縁や地縁を通じて成立する集落社会における集団結合の本質であり、次いで集団内規範を通じた統制と統合の達成がそれに寄り添ってきたからであろう。

しかし、都市化による個人主義的な生活様式が展開し、行政国家の下で地域の行政化が進展するに及んでこの機能序列が変化する。いわばゲマインシャフト的機能が後退しゼゼルシャフト的機能が前景に現れるのである。このことをよく示すのは認可地縁団体の目的などを掲げた規約に見る3大目的である。回覧板・会報の回付、集会施設の維持管理、区域環境の清掃整備といった順に掲げ、どこにも「親睦」の文字を見ることがない。つまり今日、地縁団体の機能がはっきりと変化したことが判る<sup>(24)</sup>。

この入れ替わりが、北谷町と嘉手納町においては軍用地接収によって促進されたと見ることが出来る。行政区自治会は目的の、無機的な機能団体として特化する反面、所属それ自体を意義とする親睦機能は他の団体に代替されていった。それが「郷友会」であった。シマ的な情緒のネットワークが行政区自治会を通してではなく、旧字ごとの「郷友会」が別途設置され、機能代替が行われたということである。北谷町と嘉手納町においては、すべての旧字がそれ固有の親睦団体である「郷友会」をもっている（武田祐佳、2016）<sup>(25)</sup>。もちろん、自治会と郷友会という住民組織は2つの異なった成員によって構成されるわけではない。両者の構成員はほとんどが重複する。ただ「郷友会」メンバーだけは地付きの旧字住民に限られ、新来住民では

ないということである。すなわち、「郷友会」の核心は住民間の「境界設定」なのである。この住民間の境界問題については、軍用地料の配分に関する集団のメンバーシップの「境界」をめぐる争いであるとして「排除の三重構造」が既に論じられてきたところではあった(牧野芳子, 2015)<sup>(26)</sup>。

### 「住民間境界」の多様な名称

こうした住民組織の二重性は、浦添市の自治会類型に関する分析において既に指摘されてきたところである。それは通常の行政区自治会に加えて、「旧字住民のみによる共有地主会」<sup>(27)</sup>が別途に設置されたところから、これを「旧来の村落の伝統をひきついでいる」として“二重組織型自治会”と命名、類型化されたが、これは本稿で定義した「郷友会」に相当する。新旧住民による通常の行政区自治会と旧字住民のみによる自治組織(つまり「郷友会」とが共に併存するという状態である(栄沢直子, 2016)<sup>(28)</sup>。この例に示される二重性は北谷町と嘉手納町における二重性と異なるように見えるが、同質のものだ。すなわち旧字住民のみの別途の組織を通じて相互扶助や親睦を図ることを目的とするからであり、また旧字共有地が物質的価値をもたらす場合にはその維持管理を目的とするからだ。

読谷村にはこの二重構造が見られない。戦後の早くから旧字住民による後に自治会と名称替える字会を組織し、行政側がこの自治組織をそのまま行政区として追認したからだ。すなわち北谷村と同様な運命にあった読谷村も逐次解放される土地に、各地に散らばって居住することを強いられた住民が、帰還後旧村周辺の土地に旧字単位に自治組織(村屋ムラー)を設置し、共同性を維持したのである。この旧字単位の集団的まとまりを役所は追認し、これを行政区とした。しかしこの行政区自治会は同一シマの人々の団体であり、同じ行政区に棲んではいても異なった旧字住民は加入できなかった、もしくは歓迎されなかった。また異なった行政区に居住してもシマが同一であるからといって居住する行政区とは無関係にその自治会のメンバーとなる事が普通のこととなった。読谷村の自治会はしばしば「郷友会型自治会」と呼ばれるのはこうした背景があるからだ。すなわち実質的には旧字(つまりシマ)の住民による自治会であり、その成員性を限定したからだ。つまり字民と非字民(「その他組」!)との区別がなされたのである。行政区とはその区域に居住する人びとすべての住民が必要なサービスを受ける仕組みであったので、こうした現実と建前の中で読谷村役場は呻吟することとなった。そこで2015年新たな行政区を、今回は小学校区単位に再設定し、校区内に位置する住民自治組織を新しい行政区自治会とみなすことで、長い間の難問を“解決”した(とされた)。

さて、こうした地域自治組織の二重構造性は中部ばかりではなく、北部の多くの旧字系行政区においても見ることができる。軍用地接収という不利益を被った北谷や嘉手納など沖縄の中部地域に限らないのである。軍用地接収とは全く無関係な北部地域の恩納村、金武町、宜野座村から名護市までの北部地域にもある。そのすべてが旧字系の行政区自治会(「区会」と呼ばれ

る)であるにも拘らず、第2の自治組織をつくり、軍用地からの地料や返還軍用地もしくは旧宇有地の賃貸による地料などの排他的蓄積と利用を目指したのである。ただその名称は「財産会」(浦添市では「地主会)」などとしておよそ「郷友会」的な響きとは縁遠いものであった。

「郷友会」概念をこのように一括して定義することに異論があろう。従来の論法によれば、「母村」とは別途に異なった地域において結社するのが「郷友会」であったからだ。しかし、たとえ「母村」と同一の区域に結社したとしても、これは血縁、地縁という家族的原理の下で構成されるのであるから<sup>(29)</sup>、それは命名法が異なるだけで実質は同質である。「郷友会」結成とは住民間の境界設定であると定義することによって住民自治組織の二重性をよく捉えることが出来るのである。

因みに少ないデータではあるが、表4. から便益享受の世帯数と非享受世帯数を知ることが出来る(牧野芳子, 2014)<sup>(30)</sup>。但書が必要なのは金武町及び宜野座村、恩納村の場合で、「郷友会」は各行政区に対して軍用地料の一部を区予算として拠出することがあるので、非享受世帯すべてが便益無しというわけではない。また同様なことは、浦添市や宜野湾市の行政区自治会の中にも見られ、「郷友会」が軍用地料などによってもたらされた資金の一部を、自治会費だけでは賄いきれない自治会財政に拠出することがある。北谷町と嘉手納町、そして読谷村にはそうした現象は見られないが、それは自治会運営に対する行政側の手厚い補助金交付があるからだ。

いずれにせよ、二重構造という仕組みは「ひと」と「土地」との一体性を保全するための工夫なのだ。こうして、この二重性において自治会長と郷友会長とが時間差を置いて、つまり自治会長が任期終了後に郷友会長に就任するというように同一人がしばしば交替、またその逆もあり地位役割の相互交換が行われる。

そうした一体性のあることを当然とする地域の自治組織がほかに存在しないわけではない。それは成員資格に関する明瞭な規定を設けその排他性によって集団存在の正当性が社会的に認知される祭祀組織としての宮座制(もしくは氏子制)などである。こうした団体に対する社会的認知が妥当性をもつのは集団形成の境界が「信仰」にあるからだ。しかし「区域」という地域共同生活の世代的長短を境界とする「郷友会」の成員資格規定は、その排他性を正当化する論理が社会的認知を受けるほどに豊かな説得性を有するかどうかこれは難しい。このような第2の住民組織は中部地域では「郷友会」と命名しないこともあり、それぞれに多様な工夫がある。例えば向上会(北谷町玉上)、戸主会(北谷町旧字砂辺)、共進会(嘉手納町野里)、向上会(嘉手納町水釜)、共栄会(嘉手納町屋良)、地主会(浦添市宮城、勢理客、沢岬)、財産管理委員会(浦

表4. 行政区自治会の世帯数と「郷友会」所属の世帯数

行政区自治会(2014年)	軍用地料(年額, 万円)	自治会世帯数	「郷友会」世帯数
金武区(金武町)	58,827	2,232	1000
伊芸区(金武町)	24,935	381	350
松田区(宜野座村)	18,995	451	345
惣慶区(宜野座村)	25,755	473	290

添市牧港)、友の会(宜野湾市野嵩1区)、財産保存会(宜野湾市字伊佐、大山、真志喜)、かじやま会(宜野湾市愛知)、復興期成会(沖縄市泡瀬)などである(栄沢直子、平井順、2015)<sup>(31)</sup>。一方、北部地域は住民居住区域の軍用地接収がなく、土地を奪われたわけでも異郷の地にあるわけでもないのですがに“郷友会”とは名乗れなかった。財産管理会(金武町並里、屋嘉)、財産保全会(金武町伊芸)、入会権者会(金武町金武)、共有財産権者会(宜野座村惣慶)、財産権者会(宜野座村宜野座)などがある。

## 6. 行政と住民組織との強い親和性 *affinity*

### ① 制度化された事務連絡会と行政事務委託

現地調査のため沖縄の市町村を回って思うことだが、沖縄では「アザ(シマ)あって町村なし」、というより役場のアザに対する強い配慮のあることを感じるが多い。(もっとも職員自身が当該字から採用されたから当然かもしれないが。)もちろん戦後の地方行政は地方自治法によって法的根拠を与えられたが、沖縄では地域行政において任意団体としての部落会自治会に、すなわち行政区自治会との間に著しい親和性(相互依存関係)のあることを見る。これを印象的に感じさせるのは例えば、住民との間の各市町村における情報誌「広報」である。その紙面には役場情報以外に、各自治会の年間の行事や業務さらに新自治会長らの実にきめ細かい紹介記事が掲載されるのである。

行政と住民自治組織との濃密な関係があるとするのは特に定例会の設置である。行政側が各行政区長との間で「区長会」「自治会長会」「区長・自治会長会」もしくは「自治会長連絡会議」(うるま市)「行政連絡会議」(宜野湾市)という名称の制度化された定期的な例会(ほとんどの市町村が毎月1日と15日の2回)をもち、ここで「広報紙」の配布から当該住民に対する各種の連絡事項を伝えるのである。(偶々、傍聴を許された某市では参集した数十人の自治会長の前でマイナンバー制について解説していた。)

行政・住民間関係について言えば、戦後の地域行政は戦前の反省から町内会自治会の制度的利用を廃止し、従来は町内会自治会の業務としてきた事務を市町村に移管し、市町村区域の再編としての1950年代の市町村合併が実施された。その際、行政と住民とを媒介する機構はやはり必要であるとして「行政連絡制度」を設け、地域住民を「連絡員」として、あるいは町内会・自治会の会長という“個人”との間で契約による非常勤特別職を設置して対処した。また行政と住民との間の媒介には旧町村を出張所とし、また旧庁舎を公民館とするなどの工夫がなされた。すなわち、戦後の地域行政は旧来の町内会部落会を利用しないで行政サービスを届ける装置を考案してきた<sup>(32)</sup>。

しかし沖縄では明治の合併も昭和の合併も経験しなかったため、行政・住民間の媒介システムであるこの新しい行政の仕組みへの転換は行われなかった。しかしそれに符節を合わせたか

のように(おそらく“本土”の立法措置に素早く反応する仕組みが日琉政府間にあったのであろう)1962年市町村自治法改正(琉球政府立法)によって区長規定が削除され、それでは行政運営に差し障りあるとして“本土”同様に行政・住民間の連絡のための事務委託制が採用された(栄沢直子, 2014)<sup>(33)</sup>。沖縄においても“本土”のやり方を踏襲し、“個人”としての区長や自治会長と市町村は契約を結び、かれらを特別職非常権公務員として委託事務を掌るようにした。

市町村による事務委託制によって沖縄では近年まで自治会による地方税や保険料の代理徴収が行われていた。市町村は規則や要綱を定めて、首尾よい納税を行った任意団体にご褒美として一定の範囲で納税奨励金を交付することが法律上出来るとされている。この団体は納税組合と通常呼ばれるが、沖縄では組合長は自治会長の兼務なのか、自治会長はこれを市町村の委託事務として担任するのか、これが判然としない。いくつかの自治会では代理徴収の実態はある。読谷村などでは固定資産税や健康保険税が区長によって徴収され、見返りとして行政区には納税奨励金が付与されるのが普通だった。また北中城村にも同様の仕組みがあり、納税奨励金に相当するものが「自治会育成交付金」である。地方税及び健康保険税の徴収率に応じて自治会に交付される運営資金の交付額が異なるのである(山本素世, 2014)<sup>(34)</sup>。

各種税の代理徴収ということになれば、行政側は当該の住民自治組織がどの程度の住民掌握をなしているか、その加入率に腐心しなければならない。そうであるが故に「未加入者」割合の高いことが読谷村の頭の痛い問題であったのかもしれない。読谷村における高い未加入率の理由は、前述のように地付きの旧字民の自治組織をそのまま行政区に設定したため、新規居住の非字民が排除される結果となり、徴収率に支障をきたしたからである<sup>(35)</sup>。

自治会と行政との関係の深さは、行政が支援する補助金にもよく表れている。補助金の支給方式には自治会側の年度ごとの事業経費を申請に基づき交付する方式(申請交付方式)、行政区の世帯規模に応じて自治会運営費を助成する方式(一括交付方式)の二つの方法がある。通常の市町村では申請主義による交付であるが、沖縄市町村では、南部の一部市町村の例外もあるが、概して一括交付方式が見られ、またいずれの方式であれその金額が半端でない。(北部は軍用地料のおかげで豊かな財政の自治会が多いが、だからと言って行政との間が疎遠であるということではない。)

読谷村は自治会への補助金は一括方式であるが、これでも自治会という任意団体に対する補助金なのかというほどのものがある。自治会長に対する年間平均報酬は258万円(村の事務委託料+自治会支給)、各自治会への行政からの援助は「運営補助金」名目で平均年額264万円(楚辺と波平は600万円を超える)、さらにまた、防犯灯修理、公園清掃、道路管理などへの助成金として「コミュニティ助成金」名目で平均年額16万円であった。

そのほか、自治会予算に関して自治会によっては接收地の返還に伴ってゴルフ場やホテルなどに土地を提供しているのでそうした賃貸料、なお接收されている場合には軍用地料が歳入としてはいるので、高額歳入額は楚辺の7184万円、次いで喜名の3261万円が最も大きい。軍

表 5. 読谷村と北谷町の自治会助成金 (それぞれ上段が最高額, 下段が最低額)

	自治会名	会長報酬 (年額, 事務委託料)	全人口 数	全世帯 数	加入 世帯率	自治会名	自治会運営ほか 年額助成金	全人口 数	全世帯 数	加入 世帯率
北谷町	宮城	404 万円	4,230	1,674	58%	宮城	295 万円	4,230	1,674	58%
	北玉	287 万円	1,125	445	60%	北玉	225 万円	1,125	445	60%
読谷村	高志保	499 万円(委託料だけ では 398 万円)	2,723	952	52%	波平	636 万円	3,949	1,393	60%
	長田	74 万円	373	145	26%	上地	91 万円	200	120	23%

(北谷町 2014, 読谷村は 2015)

用地収入はない伊良皆の 3138 万円, そして波平の 2743 万円, 渡慶次の 2472 万円, 座喜味の 2072 万円など, 1000 万円を超える自治会は全 24 自治会の中, 13 自治会にもなる<sup>(36)</sup>。表 5. は自治会助成金に関する読谷村と北谷町の比較例示である。

また, 手近な資料によって関連した部分の記載のあるものを選択的に作成したもののだが, 表 6. は他府県と沖縄との比較を示したものである。自治会への職員厚生費など北谷町の自治会運営交付金の種類が多いのに驚く。自治会への加入率が低くてもこれほどの公費が投入されるのだ。(データは各市町村のホームページから入手) 他府県と沖縄との最も大きい相違は区長・自治会長の報酬に関し, 他府県は「年額」であるのに対し沖縄県は「月額」だということにある。沖縄の場合, 少なくとも報酬額という点において行政機構に組み込まれているほどだ。(もちろん正式に非常勤特別職公務員であるが。) 報酬額も自治会運営交付金額においても沖縄は一ケタ違う。自治会というものの位置づけ, もしくは自治会に対する観念に相当の距離があるこ

表 6. 事務委託費など他府県と沖縄県との比較

沖縄県	世帯数	人口数	事務連絡等委託(区長報酬/月額, かつ期末報償金がある)	行政区自治会への運営交付金(年額)
宜野湾市	39,758	94,267	-	9 万円(1500 世帯以上)~12 万円(500 世帯未満)×4(期)+110 円×世帯数
浦添市	46,660	113,980	10 万円+人口割(23 円)	均等割 18.3 万円+23 円×人口割+a
糸満市	23,729	59,804	3.95 万円+世帯割(127 円/200 世帯以下の場合)	-
沖縄市	56,831	137,610	16 万円+70 円×世帯割(70 円/500 世帯までの場合)	1 自治会当り年額 10 万円
豊見城市	23,308	61,351	3.6 万円+世帯割+人口割+自治会加入世帯割+農家戸数割	-
伊江村	2,210	4,750	年額 293 万円	-
北谷町	11,487	28,752	19.55 万円+世帯割(100 円/500 世帯未満の場合)	30 万円+世帯割+保安灯維持費・社会教育奨励費・スポーツ振興費・書記設備費・職員厚生費
北中城村	6,548	16,880	17.73 万円+人口割(31 円/400 人以下の場合)	13 万円(500 人以下)~49 万円(4501 人以上)+納税割
中城村	7,388	18,995	14.14 万円+人口割(26 円/1000 人以下の場合)	8 万円+世帯割(150 円/500 世帯までの場合)
うるま市	60,374	47,709	18 万円+世帯割(自治会人口が 4000 人を越えたら 1 世帯×43)	10 万円+世帯割×30 円, 防犯灯 台数割 662 円
嘉手納町	5,511	13,777	区自治会の人件費(会長及び書記(1 人分)の給料, 役職手当, 特殊勤務手当及び期末手当)×世帯割 700 円, 防災無線装置の使用料	
他府県	世帯数 (2015)	人口数	会長(区長)への事務委託報酬(円/年間)	行政区自治会への事務委託/交付金(円/年間)
八女市(福岡県)	24,463	66,242	-	58,500 円(200 世帯までの場合)
古賀市(福岡県)	24,133	58,391	204,000 円	-
豊川市(愛知県)	68,234	182,768	-	110,000 円(299 世帯まで)
西尾市(愛知県)	61,488	170,869	30,000 円+世帯数×520 円	-
飯能市(埼玉県)	33,827	80,470	-	47,000 円+市長が定める額
鴻巣市(埼玉県)	47,976	119,263	-	20,000 円+世帯数×500
本宮市(福島県)	10,083	30,793	-	区長 31,200 円, 行政連絡員 60,000 円(200 世帯まで)
ひたちなか市(茨城県)	61,196	155,680	-	130,000 円+世帯数×250 円
北上市(岩手県)	36,637	93,457	-	33,000 円+40,000 円(299 世帯以下まで)
館山市(千葉県)	20,175	47,474	-	4,000 円+世帯数×760 円
萩市(山口県)	23,959	50,220	-	34,000 円+世帯数×680 円
城陽市(京都府)	30,703	77,415	-	28,000 円(200 世帯まで)+世帯数×200 円

とが判る。

## ② 自治会への正統性 **authenticity** 賦与

行政と自治組織との親和性を示す例は、地域の世帯数が一定の規模になり住民が新たに自治会を起ち上げてこれが直ちに行政側からの承認が得られるわけではないということにも表れている。地域活動する側の自治会設置メリットは設置に伴う行政による運営費、あるいは集会所・公民館の修繕や新築への助成金であるが、認可基準(宜野湾市では500世帯以上[!])が自治会認定の条件とある。宜野湾市「自治会の認定に関する規定」を満たしたとしても、年間の事業計画、地域行事などがしっかりと企画され、これを行えるような自治会の組織と人員構成になっているのか行政側からの判断が加わる。新規自治会認可のその判断に関する例は宅地開発によって新たに居住地となった分譲住宅や集合住宅、すなわち多数の“寄留民”が集住する地域に見られ、地域的には戦後の早い時期に都市化の進んだ南部よりは中部と北部に見られるところが特徴的だ。

読谷村の分譲住宅、集合住宅地区の大添や横田は、認定されるまでに相当な時間を要したようだ。また現に長らく存在しながら未だに承認されない例は恩納村の希望ヶ丘地区の自治会である。恩納村の区長会正規メンバーとして要望しながらも承認されない最大の障壁は、希望ヶ丘地区は字名嘉真に属しており、仄間に依ればその名嘉真自治会が承認にこだわりがあるという。また名護市の大中区の県営住宅団地や羽地地区の県営団地、それぞれ自治会が設置されてはいるが、その会長は名護市の行政と住民との連絡組織である「自治会長会」のメンバーではない。浦添市の場合にも「任意」の自治会、つまり非公認自治会(県営港川市街地住宅、サンハイツ自治会、緑ヶ丘自治会)がある(栄沢直子, 2015)<sup>(37)</sup>。宜野湾市大山区に県営住宅(170世帯)の自治会がある。これも非公認である<sup>(38)</sup>。そうしてみると、北中城村の県営中城団地自治会と美崎自治会という集合住宅の自治会が正規の区長会メンバーであるのは認定基準を満たしたということであろう。また西原町の行政区自治会である千原自治会は会員数15戸でその加入者減によって存続を危ぶまれていたところ、1980年代に住宅団地としてこの30年にもわたって存在しながら、いわば継子扱い(つまり無認可自治会)であった千原グリーンハイツ自治会と合併し新たに活動を開始したというケースもある<sup>(39)</sup>。

この現象の意味することは、特にこれが集合住宅が開発された地区に見られることから、行政側は住民自治組織として旧字系の自治会に正統性を賦与したい、のではないかという憶測を生む。戦後の混住化した住民による自治会はいかにも“寄留民”性を帯びた印象を与えるのかもしれない。実際、北部の名護市の世帯数の少ない羽地、久志などにおいてのヒアリングでも集合住宅の住民に対する「寄留民」忌避意識は強く感じられ、その理由として彼らが言うのは今は棲みついてもやがて去りゆく人たちというものであった。「寄留民」は今日なお活きた言葉として日常的に用いられるのが沖縄である。

### ③ 包括的住民自治組織

ここで「包括的」というのは、沖縄では行政区自治会がすべての地縁諸団体を包括する組織だという意味である。制度的には自治会は各種地縁団体の一つにしか過ぎず、ほか婦人会、子供会、消防団（防災組織）、納税組合、自治会連合会など自主的な諸団体が地域社会を構成する住民自治組織として（また NPO などの目的的な地域団体を含めて）の社会組織である。そのいくつかの組織は別組織として設置されず自治会内の組織とされることがある。とりわけ自主防災組織は自治会と重複する。

沖縄も同様であるが、旧字時代の残滓なのであろうか、これがさらに徹底している。沖縄ではエーサーなどの伝統行事のような文化団体がこうした諸団体と共に自治会の傘下として組織されるのだ。したがって、行政側からすれば自治会を通じさえすれば、そうした諸団体に対する事務連絡が行き渡る、つまり統制できるというような仕組みになっている。これは自主的諸団体の活動状況如何が当該自治会の活発度によって測られるという仕組みでもあり、事実、新規に設置された自治会を公式に認定する際の参考にするという話がある役所で聞いたものだ。

## お わ り に

短い期間に全体としての琉球・沖縄の地域を概観（俯瞰？）して思うことは、いわゆる「旧慣」に基づく伝統、慣行、観念（社会意識）を近代主義的な法治や個人概念などによっては必ずしも説明できないということである。それは土地が生み出す利益配分をめぐる葛藤に示される。問題はやはり「土地」と「ひと」であった。前者は「所有」に関するものであり、後者は住民間の「境界」に関するものである。してみると、「シマ境界」とはすなわち「住民間境界」の問題であったのである。

琉球は数百年にわたって土地は共有制であった。これを近代法の下にその所有権を確定したのが 1899 年沖縄県土地整理法による土地処分である。すべての土地は法人名義もしくは個人名義による法的所有となった。その中間にあったのが、いずれの所有とすることも困難な旧部落有地（慣行に基づく共有地）であり、また所有権は市町村（もしくは県、国。字は法人格を持たなかった。）に属すとはいえ利用権は地域住民にあるとする柚山などの入会地があった。旧部落有地（地域による相違などなお具体的な分析を要するが）には、払下げによって複数人による記名共有として登記されたか、また市町村などに公有地として移管され登記された。法的に確定した所有権であるこの中間地帯が何らかの価値を創出することから、その接近に関する問題が緊張と葛藤を生むことになった。柚山が軍用地として接收され、旧部落有地であった現公有地がゴルフ場などに賃貸される時、その地料や賃貸料の配分をめぐる議論が地域社会を分断する。先ず、こうした公有地の法的所有者は市町村でありながらその裁量は殆どないようで、行政と議会（住民代表）との間で分配割合の協議が行われるのである。（恩納村や宜野座村などでは固定比

率かもしれない)は年毎の協議かによって5:5ないし4:6に配分される。)次いで住民側に配分された価値をさらに地域社会(つまり住民間)でどのように配分するかという問題を抱えることになる。

この住民間の価値配分に関しては接近序列 **pecking order** (もしくは居住期間に基づく **seniority system**) がある。すなわち住民間に階層構造がある。トップランキングは琉球王府以来のシマ住民の系譜をひく旧住民(地人ジンチュと呼ばれる)、次いで明治期以降に棲みついた非地人の旧住民(屋取などの寄留民)、最下層は戦後棲みこんだ新住民である。緊張が生まれるのは旧住民と旧住民との間、そして新旧住民間にあり序列間抗争は二重性を帯びる<sup>(40)</sup>。

住民間序列の命名法は村落間命名とやや対応する。前述したように都市化の進んだ浦添市の自治会類型を分類したものに、琉球王国以来の村落を「古村落型」、近世になって古村落の周辺につくられた屋取集落などを「新村落型」(明治期以前の創設村落でも「新」と冠するこの認識の中に沖縄の独特さを感じる)、そして戦後に設置された自治会を「戦後型」という3類型がある。この類型は村落間序列を意味するのではなく、各自治会間の混住化によってどのように自治会が変容したかということに問題関心がある。しかし、これは混住化が進めば進むほど住民間序列が希薄化するのだと読むことも出来る。その意味で、浦添市のいくつかの自治会の中で先進性を示す自治会のは城間自治会であり、「新旧住民が渾然一体化」している<sup>(41)</sup>。その自治会加入率は30%に満たないが、混住化が住民間序列の意味をなさなくなったことを示すのは、接収された旧字地からの高額な軍用地料収入のすべてを自治会予算として計上したことである。城間では「郷友会」を設置して軍用地料の専有を図ろうとはしなかったのである。また同様な意味で仲西自治会も先覚的な存在と思われる。年間400万円の軍用地料すべてを「直接自治会に入るよう自治会名義」に変更して「認可地縁団体」(この法的地位を得ると新旧住民間の序列が無化される)を申請したのである(栄沢直子, 2016)<sup>(42)</sup>。

このように沖縄自治会の組織的特性を述べてきたが、沖縄が特異な自治組織を持つことは社会学者にはつとに知られており、日本“本土”の基本類型から「大きく離脱」していること、「全く違った社会的特質」があること、さらには高名な地域社会学者によって「開かれた地域主義に発展し」「偏狭なムラ意識や狭い利害によって形成されるのではなく、開かれたものになって欲しい」とまで記されたものだった<sup>(43)</sup>。しかし、それは20年以上も前のことだ。浦添市の城間自治会の例が示すように、住民間の境界問題は混住化が一層展開すればこのような偏狭なエスノセントリズムはやがては変容するのであろう。

〔注〕

- (1) 「沖縄県内には、地方自治法上の財産区は存在しない」とある。仲地博, 1986, 沖縄の自治と自治体, ひるき社, p.5。また別稿では「財産区名義で登記する例が見られる——一種の脱法行為」とある。仲地博, 1989, 属人的住民自治組織の一考察, 裁判と地方自治, 敬文堂, p.223
- (2) 滋賀県のホームページによると, 1881年の市制町村制以前には1675町村あったが, 翌年の明治の大合併によって195町村, その後1958年に53町村, 2010年には19町村にまでなった。滋賀県

を引き合いに出す理由はただ沖縄と人口数が近いに過ぎない。

- (3) 倉沢 進・秋元律郎編, 1990, 町内会と地域集団, ミネルヴァ書房。中田 実, 1993, 地域共同管理の社会学, 東信堂。中村八朗, 1965, 都市町内会論の再検討, 都市問題, 第 56 巻第 5 号など。
- (4) 辻中豊, 2008, 現代日本のコミュニティ: 2006-7 自治会全国調査からの分析。
- (5) 黒田由彦, 2013, 『ローカリティの社会学』ハーベスト社, p.235. 壺屋町内自治会では 0.8% の加入率という Website がある。(「東京, 大阪, 滋賀, 新潟, 沖縄の自治会加入率」)
- (6) 京都市, 平成 26 年度 自治会・町内会アンケート報告書。
- (7) これからの地域自治を考える会, 地縁組織(自治会, 町内会, 区)におけるコミュニティ活動の実態調査結果報告書, 2014.
- (8) 宜野座村や恩納村ではなお厳しい制約が設けられており, 「3 年の間に行事等への参加で区になじむ修行をしてもらう」などという報告がある。牧野芳子, 2014, 軍用地料と地域社会, 科学研究費補助金 研究成果報告書 第 1 集, 南西諸島研究会編, p.88, 及び 2016, 同報告書第 2 集軍用地料がもたらす住民の境界と自治: 本島北部 3 町村の事例から。未発表原稿。a forthcoming paper to be published in 2016.
- (9) これを“パートナーシップ”と呼ぶ行政学者もいる。森裕亮, 2008, パートナーシップの現実: 地方政府・地縁組織間関係と行政協力制度の課題, 年報行政研究 43.
- (10) 日高昭夫, 2003, 「第 3 の地方政府」としての地域自治会, 季刊行政管理研究, No.103.
- (11) 杉本久未子, 2015, 南西諸島研究会 10 月 17 日, 配布資料から。
- (12) 田里友哲, 1983, 論集 沖縄の集落研究, 離宇宙社。
- (13) 「混住」とは農村社会学者による用語で, 本来の由来は農村社会の中に非農家の居住者が増大し, 異なった利害関心が拡がる状況を指す概念であり, 混住化による地域社会の変動という意味で相当に生産性の高い概念だろうと理解していたが, 「地域社会学会」という宗門総本山による事典では, 「地域類型論」の項で僅かに触れられる程度で, 未だ学問用語として市民権を得て定着しているわけではないようだ。地域社会学会編, キーワード地域社会学, 2000 年, ハーベスト社。
- (14) 西原森茂, 2001, 戦後沖縄の住宅政策, 沖縄法政研究 3, 沖縄国際大学。
- (15) 町田宗博, 1980, 沖縄本島中部における軍用地接收移動集落の一考察, 琉球大学法文学部紀要。
- (16) 読谷村総務企画部 総務課, 2015, 読谷村自治会振興基礎調査, p.19
- (17) 宜野湾市史第 8 巻資料編 7
- (18) 黒田由彦, 2013, 『ローカリティの社会学』ハーベスト社, p.259
- (19) 鈴木廣, 1986, 都市化の研究, 恒星社厚生閣, p.406。また鈴木は沖縄を「一つの独自の全体社会体系と見做し」て取扱うことができるとまで言う。p.391。また, この“環節型”社会が何故に環節的であるかを最もよく描いていると思われる古典的文献は佐喜真興英, 1925 『しまの話』郷土研究社。日本民俗誌体系第 1 巻に再録, 1974, 角川書店。
- (20) 「文化財調査報告書: 屋取集落に生きる」2008。
- (21) しかしこれは「社会集団」というほど集団としての一体性, 成員性, 目的などをもつ統合された全体 entity ではない。社会学的に定義できるほどでないので統計的集団のような“準集団”というべきでかもしれない。
- (22) ただ嘉手納の場合, 行政側にも迷いがあったようだ。最終的に現行の行政区制になるまで 1949 年, 52 年, 53 年と 3 度にわたって区制と字制との間を行きつ戻りつした。嘉手納町史, 資料編 7, 2010, p.498
- (23) 菊池美代志, 1990 「町内会の機能」, 倉沢進・秋元律郎編, 町内会と地域集団, p.223
- (24) 総務省資料, 地域自治区制度について, 2007
- (25) 北谷町の「郷友会」を精力的に調査した詳しい報告がある。郷友会事情を記した外部研究者による

- 現在唯一のもの。武田祐佳, 2016, 軍用地接収と郷友会: 北谷町の事例から。unpublished.
- (26) 牧野芳子, 2015, 自治組織と「排除」に関する一考察: 沖縄本島北部における共有地をめぐる問題, 佛教学大学院紀要 第 43 号, p.27.
- (27) 石垣みき子, 1987, 戦後浦添の自治会組織, 浦添市史, 第 7 巻資料編 6, p.198
- (28) 浦添市におけるこの「二重組織型」と言われる自治会の優れた報告と紹介がある。栄沢直子, 2016, 「二重組織型」自治会と新旧住民の関係, 軍用地と地域社会, 科学研究費補助金 研究成果報告書 第 2 集, 南西諸島研究会編。
- (29) 玉城隆雄, 稲福みき子, 沖縄における郷友会と地域社会に関する研究 (1), 沖縄国際大学 教養部紀要第 17 号, p.83.
- (30) 牧野芳子, 2014. 11. 22 第 87 回日本社会学会大会 (神戸大学)「軍用跡地利用と沖縄地域社会ー金武町・宜野座村にみる共有地運用と字の自治ー」, 学会発表配布資料から。
- (31) 浦添市に関しては栄沢直子「南西諸島研究会」11. 21. 2015 における配布資料による。宜野湾市に関しては平井順「宜野湾市の郷友会」9. 19. 2015 日本社会学会発表配布資料から。
- (32) 佛教学「社会学論集」第 62 号, 2015 の拙稿参照。
- (33) 栄沢直子もこの点に触れている。2014, 浦添市の地域自治, 軍用地と地域社会, 科学研究費補助金研究成果報告書第 1 集, 南西諸島研究会, p.68
- (34) 2014 年 3 月 4 日 石平公民館における南西諸島研究会の山本素世のヒアリングから。
- (35) この点をよく伝える橋本敏雄, 2009 がある。そうした難問の中で橋本は「新たな公共圏の形成と公共性の担い手・主体をどのように創出するか」という見果てぬ夢を追っているが, 読谷村報告論の中では出色。沖縄読谷村「自治」への挑戦, 彩流社。
- (36) データの出典は『読谷村自治会振興 基礎調査』2015。この読谷村ホームページにアップされた調査書は, 自治会長たちが外部者には決して語らなかったであろうデータが役所の調査によって明らかになった部分がある。読谷村は山内徳信村長の村政によって知られるようになったが, こうした調査データの公表の中にも読谷村の先覚性を読むことが出来る。もっともこの種のデータは仲地博論文 (1989, 属人的住民自治組織の一考察, 裁判と地方自治, 敬文堂) にも利用されているが, 読谷村は早くから他の町村の字行政区なら嫌がるこうしたデータを公表してきたということであろう。
- (37) 「南西諸島研究会」11. 21. 2015 における栄沢直子の配布資料による。
- (38) 因みに宜野湾市の自治会平均加入率は 44% 程度。牧田実, 地域共同管理と公共性: 沖縄県宜野湾市の事例をとおして, コミュニティ政策, vol.4, 2006.
- (39) 琉球新報, 5. 19. 2014
- (40) 新旧住民に関するこの事情をよく伝えるのが, 玉城隆雄, 1987「地人 (名護市旧大兼区共有地) の事例, 沖縄社会研究, 第 2 号, 沖縄社会学会。ただし旧大兼区の場合の住民間葛藤の根源がやや異なる。土地の法的所有が記名共有で民有地であり, それ自体の問題性はないが, 土地価格の高騰に伴う利益配分が地人に偏向しており, 配分に与られない主に非地人である旧住民の不満があった。
- (41) 石垣みき子, 戦後浦添の自治会組織, 浦添市史, 第 7 巻資料編 6, p.198
- (42) 栄沢直子, 2016, 郷会型自治会と二重組織型自治会: 住民組織のバリエーション, 未発表原稿。a forthcoming paper to be published later in 2016.
- (43) 山本英治・高橋明善・蓮見音彦編, 沖縄の都市と農村, 東京大学出版社, p.231, p.324。

(たきもと よしふみ 公共政策学科)  
(あおき やすひろ 元佛教学大学院社会学部教授)  
2016 年 4 月 27 日受理

表 1. 沖繩本島の間切村名と現在の行政区名

浦添市(浦添間切)			宜野湾市(宜野湾間切)			北谷町(北谷間切)			読谷村(読谷山間切)		
1893年	2015年		1893年	2015年		1893年	2015年		1893年	2015年	
村	現在の行政区名	郷友会	村	現在の行政区名	郷友会	村	現在の行政区名	村	村	現在の行政区名	自治会名
仲間村	宜野湾	郷友会	北谷村	北谷	郷友会	北谷村	北谷	読善味村	1946年読谷村	読善味村	
安波茶村	-	[愛知区に郷友会]	玉代勢村	[新設字] 大村(1部伝達+1部玉代勢)	[愛知区に郷友会]	玉代勢村	[新設字] 大村(1部伝達+1部玉代勢)	上地村	上地	上地	上地
伊祖村	新城	郷友会	伝達村	[新設字] 吉原(伝達+1部桑江)	郷友会	伝達村	[新設字] 吉原(伝達+1部桑江)	波平村	波平	波平	波平
牧港村	野嵩	郷友会(野嵩1区、 安仁屋3区)	桑江村	桑江	郷友会	桑江村	桑江	高志保村	高志保	高志保	高志保
城間村	普天間	普天間(1区)	伊礼村	[新設字] 伊平(伊礼+1部平安山)	普天間(1区)	伊礼村	[新設字] 伊平(伊礼+1部平安山)	読善次村	[1部読取]	読善次	読善次 [1部 兼用地]
屋富祖村	-	[野嵩2区に郷友 会]	平安山村	伊平(伊礼+1部平安山)	[野嵩2区に郷友 会]	平安山村	伊平(伊礼+1部平安山)	備間村	備間	備間	備間
宮城村	喜友名	[旧宇団休不在?]	浜川村	浜川	郷友会	浜川村	浜川	宇座村	宇座	宇座	宇座(残波力 血高住)
仲西村	伊佐	郷友会	砂辺村	砂辺	郷友会	砂辺村	砂辺	瀬名波村	瀬名波	瀬名波	瀬名波
小湾村	大山	郷友会	[屋取集落]北前	[屋取集落]北前	郷友会	[屋取集落]北前	[屋取集落]北前	長浜村	長浜	長浜	長浜
勢理寄村	真志善	郷友会	[屋取集落]上勢頭	[屋取集落]上勢頭	郷友会	[屋取集落]上勢頭	[屋取集落]上勢頭	喜名村	[1部読取]	喜名	喜名 [1部軍 用地]
内間村	大謝名	郷友会	[屋取集落]下勢頭	[屋取集落]下勢頭	郷友会	[屋取集落]下勢頭	[屋取集落]下勢頭	伊良岩村	伊良岩	伊良岩	伊良岩 [1部 兼用地]
沢岫村	宇治治	郷友会	[屋取集落]玉上	[屋取集落]玉上	郷友会	[屋取集落]玉上	[屋取集落]玉上	比謝村	比謝	比謝	比謝
前田村	嘉敷	[旧宇団休不在?]	[屋取集落]横原	[屋取集落]横原	郷友会	[屋取集落]横原	[屋取集落]横原	大湾村	大湾	大湾	大湾
西原村	我如古	郷友会	野里村	野里	郷友会	野里村	野里	古壁村	古壁	古壁	古壁
[屋取集落]港川	[屋取集落]我如古 <small>(真原原と佐真下で 自治会設置)</small>	郷友会	野国村	野国	郷友会	野国村	野国	読善知村	[1部読取]	読善知	読善知
[屋取集落]経塚	[屋取集落]佐真下(宇佐真下)	[真原原区に郷友 会]	黒手輪村	黒手輪	-	黒手輪村	黒手輪	楚辺村	楚辺	楚辺	楚辺 [1部軍 用地]
[屋取集落]当山	[屋取集落]志真志(1-4丁目)	-	屋良村	屋良	-	屋良村	屋良	[屋取集落]	[屋取集落]	[屋取集落]	[屋取集落] 兼志 [全部軍 用地]
[屋取集落]大平	[屋取集落]長田(長田と志真志 で自治会)	-	[1948.12.4一 部手納町へ 行政分離]	[1948.12.4一 部手納町へ 行政分離]	-	[1948.12.4一 部手納町へ 行政分離]	[1948.12.4一 部手納町へ 行政分離]	読善味	読善味	読善味	読善味
	[屋取集落]愛知(愛知と神山で 自治会)	-			-			都屋	都屋	都屋	都屋
	[屋取集落]赤道(1-2丁目)	-			-			大木	大木	大木	大木
	[屋取集落]上原(1-2丁目)	-			-			比謝紅	比謝紅	比謝紅	比謝紅
	[屋取集落]中原(中原、赤道、上原で自 治会。自治会の所在地は赤 道)	-			-			特原 [全部軍 用地]	特原 [全部軍 用地]	特原 [全部軍 用地]	特原 [全部軍 用地]
	[屋取集落]	-			-			長田 [全部軍 用地]	長田 [全部軍 用地]	長田 [全部軍 用地]	長田 [全部軍 用地]

注：沖繩本島の全市町村においては旧字名が現行政区名と同一であることを示すことが出来るが、ここでは本稿に関連する市町村名のみを掲げる。

表 1. 沖繩本島の間切村名と現在の行政区区名

嘉手納町			恩納村(恩納間切)			金武町(金武間切)			宜野座村			
1893年	1948年	2015年	1893年	2015年	1893年	2015年	1893年	2015年	1893年	2015年	1893年	2015年
北谷間切	北谷村から分属 新設家の字名	現在の町字名	村	行政区名	村	行政区	村	行政区	村	行政区	村	行政区
野里村	野里	[全部軍用地内]	恩納村	恩納	"郷友会"	金武	[郷友会]	漢那村	漢那村	漢那	[郷友会]	
	[恩納集落]	[全部軍用地内]	谷茶村	谷茶		並里	[郷友会]	惣慶村	惣慶村	惣慶	[郷友会]	
野国村	野国	[全部軍用地内]	番着村	番着		屋嘉	[郷友会]	宜野座村	宜野座村	宜野座	[郷友会]	
	[恩納集落] 兼久	兼久 [一部軍用地]	前兼久村	前兼久		伊芸	[郷友会]	古知屋村	古知屋村	松田	[郷友会]	
嘉手納村	嘉手納	嘉手納 [一部軍用地]	仲泊村	仲泊		中川[恩納集落]						
	水壺	水壺 [防と軍用地]	山田村	山田								
	[恩納集落] 慶良	慶良 [防と軍用地]	真栄田村	真栄田								
	久得	[全部軍用地内]	瀬良垣村	瀬良垣	"郷友会"							
	[恩納集落] 東	[全部軍用地内]	安置祖村	安置祖	"郷友会"							
			名嘉真村	名嘉真								
			嘉福武原[恩納集落]	嘉福武原[恩納集落]								
			木田[恩納集落]	木田[恩納集落]								
			南原納[恩納集落]	南原納[恩納集落]	"郷友会"							
			塩屋[恩納集落]	塩屋[恩納集落]								
			宇加地[恩納集落]	宇加地[恩納集落]								

注：沖繩本島の全市町村において旧字名が現行政区区名と同一であることを示すことが出来るが、ここでは本稿に関連する市町村名のみを掲げる。